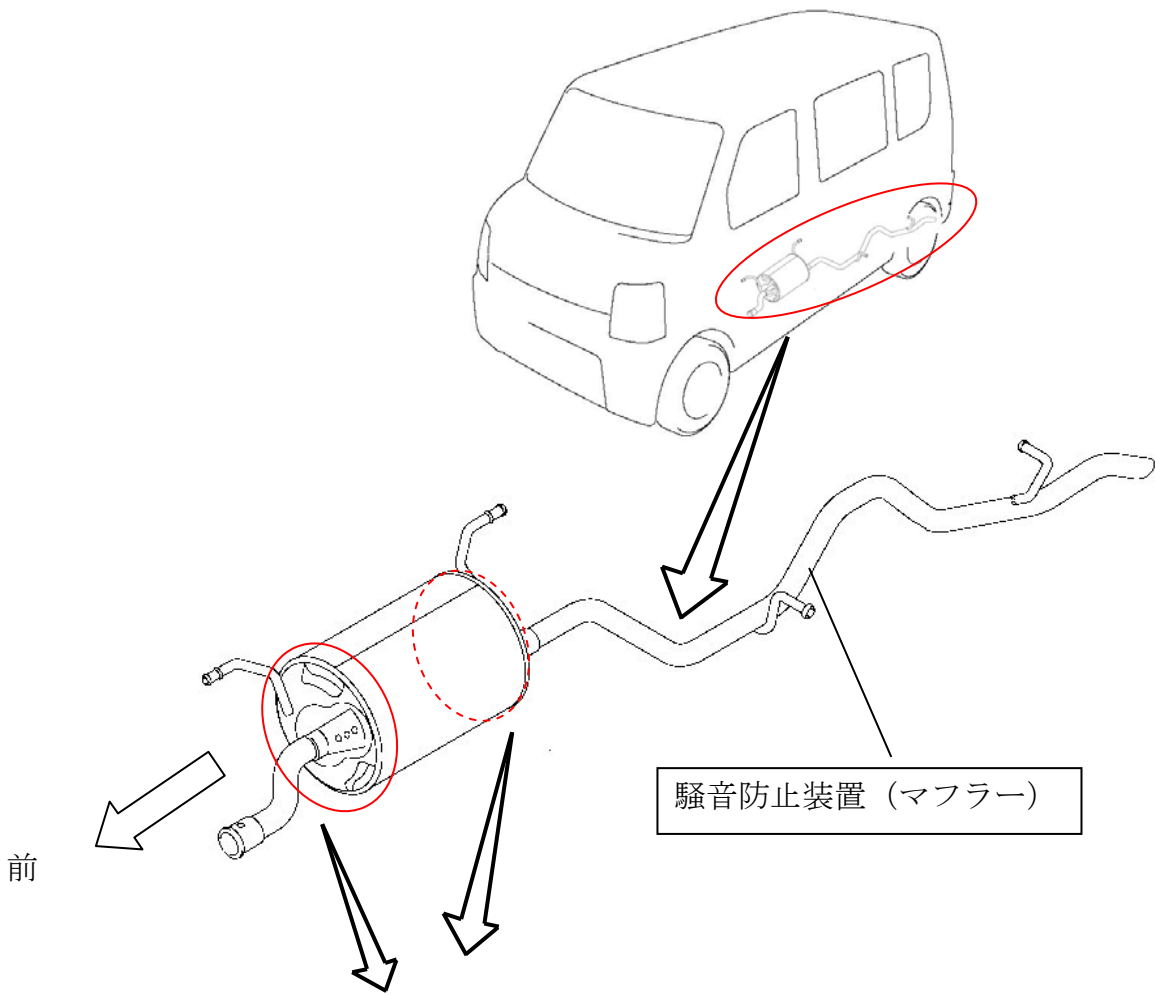


改善箇所説明図



騒音防止装置 (マフラー) において、指定自動車の製作者の表示 (“SUZUKI” の刻印) がなく、マフラーの性能確認ができないものがある。そのため、保安基準への適合性が判断できないおそれがある。

改善の内容

当該マフラーを良品と交換する。

注 : は交換部品を示す。